

令和8年度採用予定
会津若松市会計年度任用職員（専門員）
集落支援員
選考試験受験案内

この選考試験で募集する会計年度任用職員とは、地方公務員法に基づき採用される一会計年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）の範囲内の任期中で任用される職員です。

勤務成績が良好な場合に限り、令和9年4月1日以降において、再度任用する場合があります。ただし、この場合の再度の任用は4回が限度となります。また、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職そのものが廃止になるときは、再度の任用はありません。

- 1 試験日 : 令和8年2月19日（木）
13時30分から19時00分までの間で
受験者と協議の上、決定いたします。

申込受付期間：令和8年2月2日（月）から
令和8年2月13日（金）まで

※ 郵送による申込は、2月13日（金）の消印有効とします。

集落支援員とは

住民と行政の協働のもと、地域の実情に応じた地域支援活動により地域の維持・活性化を推進するため、地域住民、自治会等の地域関係団体等と連携し、地域の巡回・状況把握と問題解決及び維持・活性化に係る取組の企画等を実施する職務です。

2 試験職種、採用予定人数、職務内容、任期

(1) 試験職種、採用予定人数、職務内容

試験職種	採用予定人数	職務内容
集落支援員	1名	1 河東地域づくり委員会の事務局として、次に掲げる業務を行う。 (1)全体的な運営や部会活動に係る記録や情報収集 (2)地域の問題解決及び維持・活性化に係る取組の企画及び実施 2 河東地域づくり委員会の活動に対する助言や協力などの支援 3 その他市長が必要と認める活動

(2) 任期

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 受験資格

次の(1)から(3)までの全ての要件を満たす者

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 日本国籍を有する者

イ 出入国管理及び難民認定法別表第2に掲げる在留資格をもって在留する者

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

(2) 次のいずれにも該当しない者

ア 拘禁刑（令和7年5月31日以前は禁錮）以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 会津若松市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 次の全てを満たす者

ア 行政経験者、農業関係業務の経験者又は公益の増進を目的とした非営利団体関係者など地域の実情に精通した者

イ 採用日において20歳以上であること

ウ 心身が健康で、地域支援活動に意欲と情熱がある者

4 試験の方法及び内容等

試験種目	内容
経歴審査	会津若松市集落支援員として必要な職務や経験等の有無についての審査 受験申込書（経歴や志望動機、自己PR等）による審査
面接試験	会津若松市集落支援員として必要な専門的知識の有無、資質を総合的に評価する試験

5 試験期日、試験会場及び合格者発表

試験種目	期日・時間・場所	合格者発表
経歴審査	事前提出（受験申込書）	令和8年2月下旬（予定）に受験者全員に合否を通知します。
面接試験	令和8年2月19日（木） 13時30分から19時00分 ※時間については、受験者と協議の上、決定いたします。 会津若松市役所河東支所 大会議室	

6 受験申込方法

- (1) 「受験申込書」、「受験票」に必要事項を記入し、会津若松市企画政策部河東支所まちづくり推進グループに持参するか、専用フォーム、郵送の方法により提出してください。
- (2) 会津若松市のホームページより受験申込をする場合は、下記専用フォームから申込みしてください。

市ホームページ

<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2026012300011/>

LoGo フォーム(外部サイト) <https://logoform.jp/form/hMVH/1421157>



- (3) 郵送により受験申込をする場合は、封筒の表に「採用試験申込」と朱書きし、「受験申込書」、「受験票」及び「110円切手を貼った返信先明記の長形3号の封筒」を同封の上、会津若松市企画政策部河東支所まちづくり推進グループ宛てに送付してください。

※2月13日（金）の消印有効とします。

※ 受験票を受領後、最近3ヶ月以内に撮影した本人の写真1枚（上半身、脱帽、正面向、縦4cm、横3cm）を所定の場所に貼って、試験の当日必ず持参してください。受験票がない場合又は受験票に写真が貼っていない場合は受験できません。

7 合格者の採用

合格者は、成績上位の方から原則として令和8年4月1日以降採用します。

なお、受験資格を欠くことが明らかになった場合（欠格事項に該当することになった場合など）は、採用されません。

8 待遇等

(1) 報酬

1月あたりに支給される金額 193,812円～201,624円（予定）	人事院勧告等により改定が行われる場合があります。 職務経験等を有する方は、その経験等によって報酬が左記の範囲内で調整される場合があります。
諸手当等	通勤手当に係る費用弁償、時間外勤務に係る報酬、期末手当及び勤勉手当等がそれぞれ支給条件に応じて支給されます。

(2) 勤務日数・勤務時間・休暇等

勤務を要する日	週4日勤務
勤務時間	午前8時30分～午後5時15分（休憩60分）
休日	土・日曜日、国民の祝日、年末年始、その他支所長の指定する日 ※イベント等で休日勤務がある場合があります。
休暇	任用期間や勤務日数に応じて、年次有給休暇が付与されるほか、特別休暇が条件に応じて取得できます。
勤務場所	会津若松市役所河東支所 （会津若松市河東町郡山字休ミ石14番地）
福利厚生	条件に応じて健康保険、厚生年金、雇用保険の適用があります。

(3) 服務

服務	信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務等の地方公務員法の規定の適用を受けます。また、分限及び懲戒についても同様です。営利企業等への従事（兼業）については、職務に専念する義務や信用失墜行為の禁止等の観点から、制限する場合があります。
----	---

9 その他

- (1) この募集は令和8年度の予算の成立を前提として行うものであり、成立した予算の内容によって、内容の変更が有り得ることに予めご了承願います。
- (2) この試験で、集落支援員に採用されても、会津若松市職員（任期の定めのない職）採用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません。
- (3) 本試験は、市民の方々の貴重な税金を使って実施します。試験を申し込まれた方は、必ず受験されるようお願いいたします。
- (4) 申込み時等に提出された書類は、一切返却いたしません。
- (5) その他、不明な点は会津若松市企画政策部河東支所まちづくり推進グループにお問い合わせください。

会津若松市企画政策部
河東支所まちづくり推進グループ

〒 969-3481 会津若松市河東町郡山字休ミ石 14 番地

TEL 0242 (75) 2113

Eメール: kw-mach@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp
<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>